

ペット同行避難 ガイドブック

2022年12月策定

羽 咋 市

目次

I ペット避難の基本的事項	3
II 災害フローチャート	7
飼い主編	
I しつけと健康管理	7
II ペットの識別	8
III 避難用品・備蓄品の準備	9
IV 情報の収集	9
V ペットと同行避難	12
VI 飼い主の会による受付	
VII 場所設置・ルール作成	
避難所運営編	
I ペットの受入れ	14
II ペットエリアの設置	19
III 基本的ルールの作成	21
IV ペット同行避難の周知	21
V ペット防災訓練	23
VI ペットの入所受付場所	
VII ペット受付道具	
災害時	
参考事例	28
参考様式	33

I ペット避難の基本的事項

災害が発生した時、行政による支援は市民の救護が基本となります。

災害発生当初など、行政によるペットへの支援が困難な場合、飼い主は自らペットの安全と健康を守り、周囲に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えなければなりません。

そのためには、普段から災害に備えた準備を行い、災害時でもペットが地域社会に受け入れられるように、しつけや健康管理などを行っておく必要があります。



1 ペットの同行避難とは

災害の発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難場所や避難所まで安全に避難することを言います。避難所でペットを人間と同室で飼養管理することを意味するものではありません。避難所の中で一緒に生活することはできません。

避難所の敷地内でケージなどに入れて飼い主の責任で飼育する必要があります。また、同行避難できなかったペットが放浪状態のまま放置されると、野生化し人に危害を加えたり、環境の悪化を招いたりする恐れがあります。

『人とペットの災害対策ガイドライン』（環境省）

<https://www.city.hakui.lg.jp/material/files/group/11/animaru.pdf>

2 課題

災害時の「ペット同行避難」の課題

○自治体担当者

ペットの同行避難は市にも問い合わせがあります。ペットのことも考えないといけないのですが、まだまだ人への対策で精一杯なところもあり、なかなか手が回らないのが現状です。

○避難所管理者

ペットも室内などで受入れたいが、避難所には動物が苦手な方もいる。発災直後は避難者の対応で手一杯、ペットまで目が届かない。台風の際はペットの管理場所が浸水の恐れもある。

市が開設する避難所

様々な方が避難する場所であり、特に大規模災害では避難者が長期間ともに生活を送る場所ともなります。避難所運営について様々な課題がある中で、ペットの対策は先送りになってしまうのが現状です。

過去の災害では、避難所のペット受入れ体制が整っていなかったことに加えて、飼い主の判断により、結果として被災や二次被害に繋がってしまう事例がありました。

3 住まいの防災対策

住まいや飼養場所の防災対策

発災後に無事に同行避難するには、飼い主自身が無事であることが前提です。また、発災時に飼い主が自宅にいるとは限らず、家にはペットのみという状況もあり得ます。

1 家具やケージの固定等

家具やケージが固定されていないと、飼い主自身やペットが倒れた家具の下敷きになったり、避難する出口を塞いでしまったりすることがあります。

- ★家具を天井や壁に固定する。
- ★ケージに転倒防止のマットやストッパーを装着する。
- ★窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。

2 飼養場所の安全確認

屋外でペットを飼っている場合は、危険な箇所から離れているかを確認。河川の増水のおそれがある地域では、浸水の可能性を考える。

- ★地震の際に倒れる可能性のあるブロック塀
- ★割れてガラスの飛散する窓
- ★屋根瓦が落ちてくる可能性のある範囲

3 安全な場所の確保

- ★発災時にペットの安全を確保できる場所を用意する。
- ★「しつけ」や「ケージへの慣らし」ができていれば中に避難できます。
- ★飼い主の不在時でも、ペットが安全にいられる場所に設置しましょう。

4 多頭飼育について

一般的におひとり(又は1家族)で数多くのペットを飼育することを言います。ペットの数が多くなるほど避難に必要な物品も増えます。一度に避難できる頭数は限られるため、避難自体が難しくなるリスクがある。災害時に備えた飼養場所の安全確保や、発災後の飼養管理について検討する。

5 災害時の対応について

ペットは災害が理解できず、パニックで予想できない行動を取る場合がある。暴れて、逃げられないように注意する。

Ⅱ 災害対策フローチャート

避難所運営編

飼い主編

平 常 時	I ペット受入れの検討	I しつけと健康管理
	II ペット飼養スペースの検討	II ペットの識別
	III 飼養管理基本ルールの作成	III 避難用品・備蓄品の準備
	IV 飼い主・住民への周知啓発	IV 情報の収集
	V ペット防災訓練	V ペットと同行避難
災 害 時	VI ペットの入所受付場所	VI 飼い主の会による受付
	VII ペット受付道具	VII 場所設置・ルール作成

災害は、「いつ発生するのか」「どのくらいの規模か」など予測が極めて困難です。このため、自治体は過去の大規模災害などの課題を踏まえ、地域防災計画や法令に基づき防災対策を進めています。

事前の準備がとても大切です。「備えあれば憂いなし」。情報共有を行い、必要な事を行きましょう。

ペットに係る被災事例

- 発災時にペット同行避難ができるかわからず、ひとまずペットを自宅において避難したが、ペットを迎えに家に戻った飼い主が二次被害に遭遇した。
- 避難所のペット管理を心配した飼い主が自家用車に避難。長期化する車中生活によって、熱中症やエコノミークラス症候群を発症するなどして亡くなる。
- ペットを連れて避難できないとの情報から飼い主がやむを得ずペットを外に放した。これにより群れた犬が放浪し、繁殖により猫が激増するなど、特に災害からの復旧時に支障をきたした。

飼い主編

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主にはペットを適正に、終生責任をもって飼養しなければならない、また他のひとに迷惑をかけないように努める、という内容が規定されています。

あなたのペットを、家族を守ることができるのは、他でもない飼い主であるあなた自身です。自分とペットの安全を優先して備えましょう。

1 日頃からの災害の備え

災害が発生した際に、ペットと一緒にスムーズに避難できるようにするため、ペットの飼い主が日頃から備えておくことが大切です。

- ・同行避難のために、「ペット同行避難者の受付簿」を事前準備しておきましょう。
- ・あらかじめ避難方法や避難先を決めておくことが大切です。

近年では行政機関が取り組む「公助」だけではなく、住民自ら災害に備える「自助」、地域やグループで防災に取り組む「共助」を充実させていくことが重要との認識が高まっています。ペットの防災対策でも、平时に飼い主がフード等の備蓄を進めておく「自助」と地域の飼い主同士が協力できるような「共助」、そして自治体が避難所の受入れ体制を整備していく「公助」をうまくかみ合わせることを重要と考えています

2 自宅での飼育や施設への預け

自宅が安全ならペットも住み慣れた場所がストレスも少ないでしょう。人は無理でもペットが自宅で生活できる状況なら、避難所から世話に通う方法もあります。

避難所に同行できない、飼い主の事情、ペットの健康状態により、動物病院やペットホテル、動物保護団体などに預かってもらう場合もあるでしょう。預けられる場所や条件、費用等について事前に確認して、検討しておきましょう。

避難所以外の避難先(分散避難)

★親せき、知人宅

自宅から離れた地域の親せきや知人と相互避難を確認しておく

★車中泊、テント泊

車中やテントで一定期間を過ごす。プライバシーの確保などメリットもありますが、エコノミークラス症候群や熱中症などの危険性も伴うため、十分な準備が必要です。

★在宅避難

住まいの防災対策や耐震化により、自宅の安全が十分に確保されていれば、在宅(自宅)避難もあります。孤立や二次被害の危険性に注意が必要です

3 羽咋市のペット避難

羽咋市では避難所の敷地内(屋外)にペットのスペースを予定しています。

避難所の中で、避難者(飼い主)と一緒に過ごさせません。

I しつけと健康管理

1 ペットも避難所では社会の一員

飼い主とペットがすみやかに避難し、避難先でトラブルなく生活するためには、備蓄などのモノを準備しておくとともに、平時からのペットのしつけや健康管理も大切です。

ペットもストレス下にあるため、むやみに吠える、鳴く、攻撃的になる、食用低下などの問題が発生します。

○しつけ

嫌がらずキャリーバッグに入ることができる。	決められた場所で排泄ができる。
他の人や動物を怖がらない。	飼い主の言うことを聞ける。
攻撃的にならない。	ブラッシングなど抜け毛をとる
犬では「待て」「おいで」などができる。	

2 避難所での健康管理

避難所には、多種多様なペットが集まる可能性があります。非常時は衛生状態や栄養管理が悪くなり、ストレスなどで免疫力が低下する可能性があります。感染症の発生を予防するため、日ごろからノミやダニ、フィラリアなどの寄生虫の駆除や予防、感染症の予防は必ずしておきましょう。

1 感染予防のための健康管理

人とペットの間では、同じ細菌やウイルスなどを原因として発症する感染症もありますので、避難所でペットのお世話をするときは過度な接触を避けて、お世話をした後は必ず手を洗うなど感染症予防に気を付けましょう。

2 健康管理のチェックポイント

<input type="checkbox"/> 食欲（食べない、ムラがある）や飲水量（多い少ない）	<input type="checkbox"/> 体温（耳など気のない場所）が高い、低い。
<input type="checkbox"/> 嘔吐の有無、回数、嘔吐物の形状	<input type="checkbox"/> 脈拍
<input type="checkbox"/> 便（下痢や便秘、血便）や尿（多い、色が濃い、血尿）の状態、回数	<input type="checkbox"/> 脱水症状（背中など皮膚をつまんで話しても戻らない）
<input type="checkbox"/> 呼吸の様子、咳、くしゃみ、鼻水	<input type="checkbox"/> 歩き方（ふらつき、斜傾）
<input type="checkbox"/> 目ヤニ、眼の状態（赤い、涙が多い）	<input type="checkbox"/> その他

Ⅱ ペットの識別

1 ペットが迷子にならないために

発災時にはペットが逃げ出してしまう可能性があります。ペットが保護された際に、無事に飼い主のもとに戻れるよう所有者を明らかにしておくことが大切です。

所有者明示の例

1 首輪と迷子札

首輪が付いていれば、「飼い犬・飼い猫」であることがひと目でわかります。

首輪には連絡先などを記入した迷子札を装着しましょう。

犬の場合は、鑑札と狂犬病予防注射の注射済票も必ず装着しましょう。

2 マイクロチップ

皮下に装着されるため、首輪よりも確実な所有者明示になります。

チップを装着したら、必ず飼い主情報を登録しておきましょう。

※マイクロチップとは？

マイクロチップ(以下「MC」)は長さ1cm程度のカプセル状をしていて、獣医師が専用の注射器で皮下に注入して装着するものです。

MCには15桁の番号が記録され、この番号に飼い主の氏名や連絡先などの情報を紐付けして、公益社団法人日本獣医師会などのデータベースに登録します。

万が一ペットが逃げた場合でも、保健所等で保護されMCの登録情報から飼い主が判明すれば、飼い主の元に戻ることができます。

3 情報の収集

同行避難のために、事前に確認、把握しておくべき情報があります。

安全に避難するため、トラブルなく避難生活を送るため、しっかりと情報収集をおきましょう。

Ⅲ 避難用品・備蓄品の準備

1 ペットに必要な物

発災時にはペットもストレスを感じてしまう可能性があります。ペットの健康管理のためにも、避難時や避難先での生活に必要なものは、事前の準備が必須です。

避難時にすぐに持ち出せるよう、優先順位をつけて人の避難用品と一緒に保管しておきましょう。

よくあるトラブル・相談

・糞尿の処理、尿取シート	・獣医師の巡回
・脱水症状回避用に普段飲んでいる水分	・慣れない支援物資フードで嘔吐や下痢
・病気のペットの療法食	・ケージを囲う段ボールや布

2 ペット用の避難用品・備蓄品

○避難するための準備

首輪とリード(伸びない物)	キャリーバッグに入れて避難する場合に逃走を防ぐ 室内犬は慣れていないので練習する
感染症予防	ノミやダニなどを予防する装備品や薬など
キャリーバッグ(クレート・ケージ)	長い間使用していないバッグは劣化に注意 使用中は扉にガムテープを貼って固定

○キャリーバッグはなぜ必要?

飼い主の不慣れ	地震によるがれき、大雨や突風などの危険を伴う中で安全に避難するのは大変です。 キャリーバックとペット用の備蓄品は大変重い(10kg前後)ので移動が大変です。練習しておきましょう。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------

3 ペットのための備蓄

避難先でのペット受付のため「ペット同行避難者の受付簿」を事前準備。

家族の備蓄品とペットの分をあわせて、持ち出せる量を準備(ケージ含む)。

優先順位(ペットの健康や命に関わるもの)

・ペットフード・食器・水(支援物資のフードは7日程度かかる)
・療法食・薬(支援で届くフードは一般的な種類のものに限られる)
・ペットシート・トイレ用品(排泄物の処理が適切に行う。トラブルになる)
・タオル、ブラシ
・ウェットタオル、清浄綿(目や耳の掃除などに)
・ビニール袋・洗濯ネット(猫の保護や保定に)
・ガムテープやマジック など

IV 情報の収集

1 ペットの避難場所

避難場所・避難所となる施設は学校や公民館、公園など様々であり、その規模等から、全ての施設でペットの受入れができるとは限りません。

ホームページで情報を確認してください。避難する際に「ペット同行避難ガイドブック」を確認し、「飼い主の会」の立ち上げに協力し、ペット同行避難を行ってください。

2 危険個所の確認

実際に避難先まで行ってみましょう。「準備から、避難までの時間はどのくらいかかるか」、「ルート上に危ない場所はないか」など確認し、避難所まで複数のルート候補を確認できれば、より安全な避難につながります。

3 家族や地域住民とのつながり

「発災時にどう動くか」について家族で話し合う機会を設けます。飼い主と家族の「自助」が基本となりますが、他の飼い主やご近所さんとお互いに助け合える「共助」の体制も検討します。

○家族とのつながり

- ・発災時に家族がバラバラだった場合の連絡手段
- ・避難時の役割分担
- ・留守中に被災した場合の対処方法

○地域とのつながり

- ・同じ地域の住民であれば、避難所も同じかもしれません。ご近所の飼い主同士での交流を持ち、ペットの情報を共有するなかで、避難先での共助についての話し合いをします。
- ・自治会単位で行う防災訓練に参加し、地域の共助体制に参加する。

4 避難場所と避難所は何がちがうの？

防災関係の情報をよく見ると、「避難場所」と「避難所」と2つの言葉が使われています。どちらも同じようですが、実は意味するものが少し違います。

「避難場所」とは、災害が発生し、もしくは発生しそうなときにその危険から逃れるための場所を指し、一時的に避難する公園などがこれにあたります。

一方「避難所」とは、災害により家に戻れなくなった方が滞在できる場所のことで、学校や体育館などの施設となります。

一つの施設で、両方が重複する場合がありますので、この違いも確認しておきましょう。

V ペットと同行避難

1 同行避難とは

災害時のペット同行避難について（住民への周知及び市の対応）

避難所におけるペットの取り扱いが十分に想定されていないため、トラブルが発生します。トラブルを避けるため、避難所運営側、飼い主側も平時の内に準備を進めておく必要があります。

大規模災害が発生すれば、多くの被災者が長期にわたり避難します。動物が苦手、動物アレルギー等の理由で一緒に生活できない方がいる可能性があります。

そういった方の避難行動を妨げないためにも、ルールを守り、適切な避難行動を行ってください。

2 避難場所

羽咋市では、災害時の避難はペット同行避難を基本としています。被災のおそれがある場合には、迷わずペットと一緒に避難を行ってください。ただし、避難所（建物内）にペットを入れることはできません。また、避難時には、避難所のペット管理について避難所管理者との意思疎通を図る必要があります。

ペット同行避難とは、災害時にペットを同行させ、避難所まで避難することですが、盲導犬や介助犬等（専用の部屋）を除き、原則として同行したペットは屋外又は個人の車中での避難となります。

地震や津波の被害により、避難先として施設が使用できない事もあります。

3 自助・共助・公助

災害は自治体の機能を麻痺させます。役所が大きな被害を受けたことで、行政機関による支援開始に期間を要し、支援の範囲に限られるといった事例が発生します。

平時に想定していた様々な前提が崩れ、避難所の開設自体が進まないことも考えられます。災害への対応や備えについては「自助（自分自身や家族によるもの）」「共助（地域・ご近所同士での助け合いによるもの）」「公助（行政や公共機関によるもの）」がありますが、現代の防災においては、自助と共助が大きな役割を果たします

4 避難すればペットも社会の一員

普段は「家族の一員」であるペットも、避難所に入れば「社会の一員」となるため、避難所で一緒に過ごす他の方々への配慮が求められます。被災者が災害を乗り越えるためには、避難所においてペットが受け入れられるよう飼い主自身が入念に準備しておくだけでなく、在宅避難や分散避難も含め、家族とペットを守るための準備を平時から進めておく必要があります。

VI 飼い主の会による受付

1 「飼い主の会」による共助

受付、飼養場所の準備は「飼い主の会」で行います。

- ・ ペット同行避難した避難者は、全員「飼い主の会」に所属し、協力する。
- ・ 施設内には「飼養スペース」を設置できない場合でも、車中飼養が可能な場合があります。ペット同行避難者の把握を行う。

2 使用場所の準備

- ・ 避難所運営本部に飼養スペースの確認を行います。
- ・ 飼養スペースの確認と準備を「飼い主の会」が行います。
- ・ 飼養スペースに利用できそうな場所があれば、運営本部と協議します。

3 受付の準備

- ・ 避難所運営本部に受付スペースの確認を行います。
- ・ 同行避難者の受付設置・受付は、ペット同行避難者「飼い主の会」で行う。
- ・ 受付の準備ができるまでは、軒下や自家用車などにペットを避難させておく。
- ・ 避難所運営会議に「飼い主の会」の代表者が参加する。

4 受け入れ可能なペットの確認

ペットのうち、犬・猫・小動物で、飼い主の責任において飼育できるものとし、以下の条件があります。

受け入れできない条件

- ・ 飼い主が受入れのルールを守れない場合
- ・ 「飼い主の会」に所属しない場合
- ・ 環境省で定める特定動物（危険な動物）
- ・ 爬虫類・魚類などのヒーターやエアープンプなどを必要とする動物
- ・ 昆虫類（たまご・幼虫含む）
- ・ ケージ(キャリーバッグなど)を用意してない。
- ・ 狂犬病予防注射を接種させていない(犬の場合)
- ・ ワクチン接種(狂犬病以外)や寄生虫の予防などをしていない
- ・ ペット用フード・水分・食器・尿取パットなど生活用品を用意していない場合

避難所にペットを持ち込んだ場合

ポケットなどに小さなペットを入れて持ち込んだ場合、飼い主だけでなく、ペット飼養者全体のマナー違反を責められます。絶対に行わないよう注意喚起を行います。

Ⅶ 場所設置・ルール作成

1 場所の設置・備品

避難所における基本的な備品

「1 ペット用の入所手続き(21 ページ)」により、多くの避難所であらかじめ示されています。

避難所生活が長期化した場合には、飼い主の会が中心となり、避難所の状況や管理されている動物の種類などを考慮して、より避難所にあった詳細なルールを設定するとよいでしょう。

1 飼養管理ルール(詳細)の設定

避難所の基本ルールを基に、避難所に合わせた詳細ルールが必要になります。

避難所生活が長期化した場合には、飼い主の会が中心となり、避難所の状況や管理されている動物の種類などを考慮して、より避難所にあった詳細なルールを設定する必要があります。

詳細ルールの一例

【給餌、ふれあい】

- ・ 時間・場所の指定
- ・ 被毛などゴミの廃棄方法
- ※犬の場合、給餌等により吠えることもあるので、早朝や夜間は避ける

【犬の散歩】

- ・ 時間・場所の指定
- ・ 他の居住者の動線と交わらない

【排泄場所】

- ・ 屋外の場所を指定
- ・ 回収した排せつ物の捨て方、回収方法

【飼い主の会】

【清掃当番】

- ・ ペット飼養スペース・排せつ場所・散歩コース

【フードの保管場所】

- ・ 個別に保管か全体で一括

【ペットが逃げ出したら】

- ・ 発災時にペットが逃げ出しても、飼い主自身の安全確保を最優先する。
- ・ 県の保健所や動物指導センター・警察への連絡
- ・ 迷子情報のポスター作成、避難所の掲示板などを活用
- ※名札やマイクロチップがあれば、より見つかりやすくなります。

避難所運営編

・ペットを連れて飼い主が避難してくることを想定しておく必要がある。

※ 様々な形態の避難所がある中で、一律の対応は難しい。しかし、羽咋市と避難所の管理者等が、ペットの同行避難について**共通認識**をもつことが大切です。

1 受け入れ可能なペット（再掲）

ペットのうち、犬・猫・小動物で、飼い主の責任において飼育できるものとし、以下の条件があります。

受け入れできない条件

- ・ 飼い主が受入れのルールを守れない場合
- ・ 「飼い主の会」に所属しない場合
- ・ 環境省で定める特定動物（危険な動物）
- ・ 爬虫類・魚類などのヒーターやエアープンプなどを必要とする動物
- ・ 昆虫類（たまご・幼虫含む）
- ・ ケージ(キャリーバッグなど)を用意してない。
- ・ 狂犬病予防注射を接種させていない(犬の場合)
- ・ ワクチン接種(狂犬病以外)や寄生虫の予防などをしていない
- ・ ペット用フード・水分・食器・尿取パットなど生活用品を用意していない場合

2 避難所ごとに前提が異なる

避難所ごとの受け入れルール、守れないなら受け入れないことがあることを周知する。

各避難所でのペット受け入れの体制は、施設のスペースや構造などの前提条件がそれぞれ異なるので、様々な制約があります。受け入れを行わない場合もあります。

3 「飼い主の会」の立ち上げ

避難運営が始まるとより細かいルールが必要となります。この場合、飼い主同士が協力して「飼い主の会」を立ち上げます。

飼い主同士で共に助け合う「共助」の体制をつくり、起こり得る様々な問題に対して対処します。

大規模な災害により避難生活が長くなった場合、避難をしながら自宅の片づけや、仕事に向かうなど、少しずつ元の生活に戻るための時間が増えます。

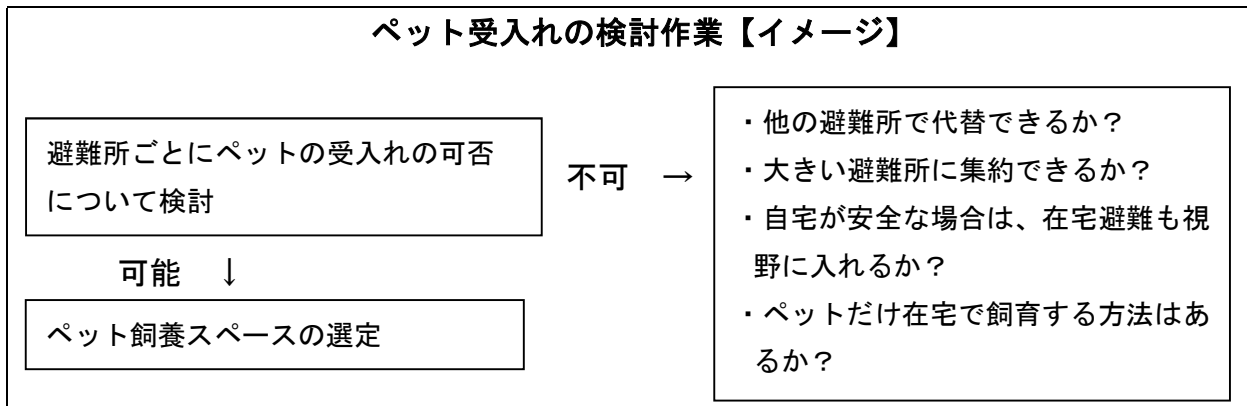
そのような不慣れな環境の中で飼い主だけでペットの世話を続けていくことは、なかなか簡単ではありません。

避難所の飼い主同士が集まって、共に助け合い、より良い運営ができるよう協力することが必要です。

I ペットの受入れ

1 ペット受入れの検討

- ・避難所ごとにペットの受入れ可否を検討し、可能な場合は「どこにスペースを確保できるか」を検討する。
- ・他の避難所や大きい避難所に集約できるか。
- ・自宅が無事なら在宅避難も可能か。ペットだけ在宅で飼育可能か。
- ・**避難可能な動物の種類**（哺乳類・爬虫類・昆虫類など）



受け入れ可能な場合の検討内容

- ①飼養管理基本ルールの作成
- ②飼い主・住民への周知
- ③同行避難訓練の実施と受入方法の検証・見直し
- ④自治体と避難所の管理者、住民が同行避難について共通認識をもつ方法

2 ペットとアレルギー

ペットと暮らしている世帯は全体の1割弱といわれておりますので、避難された世帯の方には、ペットと暮らした経験がある方もいれば、逆に動物が苦手な方や動物のアレルギーを持つ方もいます。

動物によるアレルギーの場合、動物から出るフケや唾液が体内に入る、又は付着することで、鼻水や鼻づまり、喘息症状、目の充血や流涙、皮膚のかゆみなどが見られ、ひどい症状では全身にじんましんが出る例もあります。

アレルギーについては、なかなか理解されにくい場合もありますが、ときに命にかかわる重篤な症状をひきおこすこともあるのです。

飼い主さんの中には不安の避難生活の中で、「家族の一員」であるペットと同室で過ごしたいというお気持ちはよくわかります。しかし、自身にとって「家族の一員」であるペットも、避難所に入る時は「社会の一員」となるのです。

飼い主は、どのようなきっかけであれ、自らペットを飼うことを選択したはずです。避難所で生活を共にする他者への配慮をもって、お互いを尊重しあいながら避難生活を過ごせるようにする努力が必要です。

Ⅱ ペットエリアの設置

1 ペットの飼養スペースの選定（ペットエリアの設置）

管理スペースの整備にあたっては、飼い主の会でアイデアを出しながら、避難所運営本部とも協議して了承を得るように進めましょう。

- ・ **水害（浸水）しない場所**で、敷地内のどこなら使用場所として利用可能か。
- ・ 人の居住場所に鳴き声や匂い等が届きにくい。
- ・ 清掃がしやすい（**水道施設がある**）。
- ・ 動物の種類ごとに飼育場所を分けることができる。
- ・ 部外者の立ち入り制限をかけやすい（フェンスやネットで区切られている）。
- ・ 雨や直射日光をしのぐことができる。
- ・ 避難所閉鎖後に、**消毒、土の入替ができる場所**。

飼養スペースの選定【ポイント】	
共通事項 避難所活動の妨げにならない	
屋外の場合 ・ 犬などを係留できるフェンスや柱がある	室内の場合 ・ 避難者とできる限り動線が交わらない。

飼養スペースの例

倉庫・部室	係留できないペット用の飼養スペースとして有効（器具等が入っている所以事前に調整が必要）。 糞尿によるシミや汚れ、匂いの附着に注意する。段ボールなどを敷き、こまめに掃除を行う。
サッカーゴール	横に倒して安定させ、ブルーシートなどで覆いをして、雨や直射日光をしのぎ、ゲージ等を置くことができる。
自転車置き場	動物の種類ごとに飼育場所を分けるのに利用しやすい。 ブルーシートなどで覆うこともできる。 においや排泄物の処理、使用後の消毒・清掃が必要。
鉄棒	犬を係留するのに都合が良い。犬同士の間隔を十分にとる必要がある。
ポイント	学校には渡り廊下や軒下などペットには有効に利用できる場所があります。 公民館などの小規模な施設はペット用のスペースの確保が難しくなります。 避難所は様々な形態があるため、ペットの受入れの可否を決めておく。

2 羽咋市の考える場所（車中飼養）

避難所の駐車場に止めた自家用車でのペットの飼養を羽咋市ではお願いしています。飼い主は主に避難所で生活し、日中はペットと一緒に過ごすなどして、ペットの健康管理を行ってください。また、飼い主はエコノミー症候群や、熱中症などに注意し、定期的な散歩などの運動や水分補給を行ってください。

Ⅲ 基本ルールを作成

1 飼養管理基本ルールの作成

- ・ ペットの飼養スペースが確保できる避難所であると判断しました。ペットの受け入れを開始します。
- ・ この避難所はペット同行避難が可能であることを、入り口などに掲示し避難者、施設管理者、飼い主の方と情報共有しましょう。
- ・ ペットの飼養管理のルールを掲示しましょう。

基本ルール【ポイント】

避難所全体のルール

- ・ 避難所運営本部の指示に従うこと
- ・ **飼い主の会**を立ち上げること
- ・ ペットは飼い主が責任をもって世話（食事・排泄）をすること
- ・ ペットは指定された場所で飼養し、居住場所にいないこと

飼養スペースのルール

- ・ 建物の壁や床を汚さないように気を付ける
- ・ エサの時間を決めておき、終わったら片付けること
- ・ 夜間はペットとのふれあいを控えること
- ・ 定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること
- ・ 犬の散歩で発生したフンは確実に片付けること

2 詳細なルールの作成

- ・ 避難が長期化した場合、避難者によって生活のパターンが変わってきます。その中で一律に詳細なルールが決められていると、飼い主によっては対応できない場合があります。

避難所の詳細ルール【ポイント】

飼い主の会

ペットの管理は飼い主の責任（自助）ですが、飼い主同士で共に助け合う流れ（共助）ができれば、避難所の運営本部の負担軽減になります。「飼い主の会」を立ち上げ、避難所の実情に合った、詳細なルール作りを促しましょう。

詳細ルール（例）

「給餌、ふれあい」「散歩」「排泄」「清掃」「餌の保管場所」など

- ・ 時間の指定 ・ 場所の指定 ・ 抜け毛などゴミの廃棄方法
- ・ 避難者との動線を分ける ・ 排泄物の捨て方
- ・ ペット飼養スペース ・ 散歩コース（敷地内の場合）
- ・ エサの保管場所（個別・全体一括）

IV ペット同行避難の周知

1 飼い主・住民への周知

飼い主の皆さまへ（日頃の備えについて）

避難者自身の非常持出品や非常備蓄品に加え、ペットフードや搬送用ゲージ、排泄物の処理道具等、ペットのための災害備蓄品を用意しましょう。市の開設する避難所には、動物用の備蓄品は準備していません。飼い主の責任において、必要な物を用意しましょう。

また、トラブルを避けるためにも、キャリーバッグやゲージに慣らしておくことや、不必要に吠えない（鳴かない）ようにしておくなどの基本的なしつけも日頃から行いましょう。

他の避難者が多数いる避難所での共同生活に不安がある場合には、ハザードマップを確認し、自宅での垂直避難や、知人・親戚宅への避難、高台などでの車中避難も想定し、あらかじめ道順などを確認しておきましょう

市の備えについて

市では、室内（建物内）での飼養は行っておりません。

自家用車（車内飼養）を活用してください。

避難所の中で一緒に生活することはできません。

避難所（市の備蓄）にケージはありません。

避難所によっては、飼育スペースはありません。

2 飼い主の方への訓練参加の周知

市の備えについて

ペット同行避難の啓発・周知を行うことが必要です。

ペットの飼い主による避難訓練の参加で、課題を解決する必要があります。

V ペット防災訓練

1 同行避難訓練の実施

- ・ 受入可能避難所での同行避難訓練を行う。
- ・ 訓練の結果を検証し、ルールなどを見直します。

2 同行避難訓練の運営

- ・ 同行避難者の受付設置（避難者の受付と分ける）
- ・ 飼養スペースでの管理体験

災害時の対応（避難所ペット同行避難運営）

①ペットの入所受付

避難所では、避難者の状況等を把握するため「受付」を行います。
避難者用の受付と分けて、専用の受付を設置することでトラブルを避けます。
飼い主の会が運営を行います。

②受付簿（入手情報の一例）

受付簿はホームページに掲載されているので事前に記入して、防災袋に入れておく
飼養者の住所・氏名及び緊急連絡先（避難所内の居場所等）
ペットの名前と年齢
動物の種類と数
動物の特徴（性別、大きさ、毛色、その他）
ケージ用の札（飼養者、ペットの名前、注意書き）
個体識別措置の有無（マイクロチップ、鑑札など）
犬の場合は狂犬病の予防接種の有無
その他（ワクチン接種、不妊去勢の有無）

③基本ルールの説明

受付は混雑するので、チラシとして準備して配布する
飼い主の会の掲示板の場所を確認する

④ペット飼養スペースへの移動

受付後、飼い主とペットを飼養スペースに誘導
飼養スペースが気に入らない場合はお断りする
一般受付が必要な場合は、受付に飼い主を誘導する。
個人の糞尿マットやペットフードを管理してもらう。

注意点

- ・ 補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬など）は居室への同伴が必要となる。
- ・ 避難者とは分けた部屋に案内する。補助ができる人を数名指名する。

VI ペットの入所受付場所

- ・避難所ごとにペットの受入れ可否を検討し、可能な場合は「どこにスペースを確保できるか」を検討し、ペットの受入れが可能とした避難所が受け入れます。
- ・施設内には「飼養スペース」を設置できない場合でも、車中飼養が可能な場合があります。ペット同行避難者の把握が必要です。
- ・一般の避難者受付と分けて、受付場所を設置する。
- ・避難所運営本部は、ペット飼養場所と基本ルールを「飼い主の会」に提示する。
- ・飼養スペースの準備を「飼い主の会」が行い、準備が出来たら受付を行う。
- ・同行避難者の受付設置・受付は、ペット同行避難者「飼い主の会」で行ってもらう。
- ・受付の準備ができるまでは、軒下や自家用車などにペットを避難させておく。
- ・避難所運営会議に「飼い主の会」の代表者を参加させる。

VII ペット受付道具

「スターターキット」の説明

避難所が開設されても、開設直後の避難所には担当職員や避難所管理者がすぐに来られるとは限りません。 そこで、避難所に最初に到着された方が速やかに受入れ体制を整えられるよう、初動の「指示書」と「物資」をとりまとめた「スターターキット」を避難所に備えておきます。	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

特徴

スターターキットは1 指示書、2 物資、3 関係書類に大別され、これらをプラスチックケースにまとめて入れて避難所に保管しておきます。

1 指示書

	<ul style="list-style-type: none">・指示書1枚が1つのミッション(目的、やるべきこと)となります。・イラストを使って誰が読んでも理解できる指示を記載しておきます。・ミッションを1つずつクリアしてことで飼い主でも準備が進められるようになっています。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 物資

	<ul style="list-style-type: none">・ミッションを進めるために必要な物資を入れておきます。 例) ブルーシート、養生テープ、軍手、カッター、筆記用具、ゴミ袋、など <ul style="list-style-type: none">・多くは100円ショップ等で入手可能なものです。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 関係書類

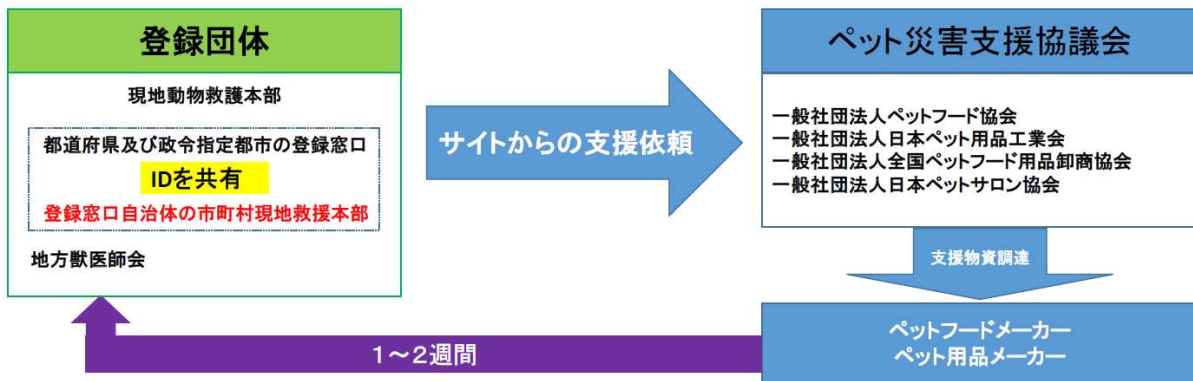
	<ul style="list-style-type: none">・ペット専用の受付名簿、関係機関の連絡先、運営本部のルールなどを入れておきます。
--	------------------------------------------------------------------------------------------

スターターキット内物資の一例

品名		サイズ等	使い方など
プラスチックケース			以下の物資を保管するケース
ビニールシート		大	ペット飼育スペース養生用
		中	風雨避け、視線コントロール、など
		小	ケージカバー用
遮光ネット			日よけ
ビニールテープ			応急係留、立ち入り制限、シート掛け
ガムテープ			ネーム、掲示物、など
養生テープ			ネーム、掲示物、など
両面テープ			ケージ、シート補強、など
セロテープ(OPPテープ)			
筆記用具	ボールペン	黒	受付用文具、など
		赤	
	マジックペン	黒	
		赤	
ネームペン	黒		
	赤		
ホチキス		本体	
		針	
ダブルクリップ			
クリアホルダー			
クリップボード			
ハサミ			
カッター			
白紙用紙			
洗濯バサミ			ケージカバー留め、など
プラスチック容器		中	応急食器、など
		小	
紙容器		深型	応急食器(誤食対応のため紙製)
		浅型	
スプーン			缶詰が支給された場合
アルミホイル			食品保管用
ビニールラップ			食品保管用
ビニール袋		大	ゴミ処理、寒さ対策、など
		小	排泄物処理、など
		チャック式	フードの支給、など
手袋		使い捨て用	清掃
		ゴム製	洗浄
		革製	咬傷事故防止
バケツ			清掃
ホウキ			清掃
チリトリ			清掃
塩素系漂白剤			消毒(排泄物除去後、ケージ、など)
霧吹き口		ペットボトル用	消毒
雑巾			清掃
タオル			清掃
粘着ローラー		本体	居住区対応
		替えテープ	
ペーパータオル			清掃

災害時ペットフード・用品支援フローの変更のご連絡

2020.7.8



今までは都道府県及び政令指定都市の動物管理業務のご担当の窓口での支援依頼に一本化しておりましたが災害・有事の際は迅速な対応が必要とのご要望が届きましたので各自治体窓口のご判断で市町村の現地救援本部よりの直接支援依頼をお受けすることとなりました。

つきまして窓口のIDを共有していただき現地よりの支援要請ができますように情報の共有をお願いいたします。

ペット災害支援協議会

参考出典



「ペットも守ろう! 防災対策」(パンフレット)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2909a.html



「備えよう! いつもいっしょにいたいから」(パンフレット)

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2309a.html



「人とペットの災害対策ガイドライン」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

ペット同行避難者の受付簿

受付番号 _____

ペットや飼い主の情報を記入して、防災グッズなどと一緒に保管しましょう。

①ペットの情報

飼い主とペットが写った写真		ペットの全身写真 特徴(毛色や模様など)がわかるもの	
ペットの名前		性別	オス・メス／不妊去勢 済・未
ペットの種類		年齢	歳 大きさ 約 cm
所有数	／ 匹中	体色	
ワクチン接種	未・済(種類)	既往症	有・無
マイクロチップ	未・済(番号)	鑑札番号	(犬)
飼養方法	リード・ケージ・その他など		
備蓄品	ペットフード・オムツ・薬・トイレ用品など		
性格			
特徴			

②飼い主の情報

飼い主氏名1		飼い主氏名2	
携帯電話1		携帯電話2	
住所			
特記事項			